

特定家畜伝染病防疫指針の変更について

令和 3 年 1 月 7 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

1 背景・経緯

- (1) 「特定家畜伝染病防疫指針」(以下「防疫指針」という。)については、家畜伝染病予防法第3条の2第6項に基づき、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。
- (2) 豚熱に関する防疫指針については、一昨年10月の予防的ワクチン接種に係る改正から1年余が経過し、免疫付与状況調査の分析結果を踏まえ、確実かつ継続的な接種体制の整備を図るため、豚熱ワクチン接種の運用を見直す必要がある。
- (3) また、併せて、豚熱、口蹄疫及び牛疫に関する防疫指針に、アフリカ豚熱に関する防疫指針と同等の野生動物の浸潤状況調査等を追加する必要がある。
- (4) このため、これらの内容の具体的な運用方法について、防疫指針に記載する。

2 変更の方針(案)

以下の事項を中心として変更を検討することとしたい。

- (1) 豚熱に関する防疫指針
- ① 予防的ワクチン接種を行う知事認定獣医師の要件の追記
 - ② ワクチン接種農場における免疫付与状況確認検査を農場の抽出等による調査に変更

- ③ 野生動物対策として、家畜及び野生動物における陽性確認時の野生動物の浸潤状況調査、野生動物における陽性確認時の家畜の浸潤状況調査、経口ワクチンの散布を追記

(2) 口蹄疫に関する防疫指針

- ① 野生動物対策として、家畜及び野生動物における陽性確認時の野生動物の浸潤状況調査、野生動物における陽性確認時の家畜の浸潤状況調査を追記
- ② と殺が完了するまでウイルスの増殖及び拡散を防止する措置を講ずる旨を追記

(3) 牛疫に関する防疫指針

野生動物対策について、口蹄疫の防疫指針に準じて見直す。

3 今後のスケジュール（案）

- (1) 本日の検討結果を踏まえ、都道府県への意見照会及びパブリックコメントを実施（1月中旬から2月中旬まで）。
- (2) 本日の検討結果及び（1）の結果を家畜衛生部会に報告（2月下旬）。
- (3) 家畜衛生部会から変更の方針について答申を得た後、速やかに防疫指針を改正（3月下旬目途）。